

京都市告示第542号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「改正法」という。）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号（改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成26年3月19日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
橋本 佳起	橋本整骨院	北区紫野宮東町1-73	平成26年2月 13日
植村 則彦	植村治療院	上京区松屋町通下立売下る二町 目644番地の2	平成26年2月 1日
林 文雄	りん整骨院	西京区桂下豆田町21-15	平成26年2月 20日
内野 多津子	訪問マッサージいき いき治療院	伏見区桃山紅雪町142-20 3	平成26年2月 1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)